

議 事 内 容

専務理事

ご案内しておりました時間となりましたので、第43回常設審議委員会を始めさせていただきます。

さて、本日は、審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。

坂井会長

第43回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

昨日今日とここ数日、関東・東北地方の台風・豪雨の被害が報道されていますけども、県内でも豪雨・台風でかなりの被害を受けているようです。先般、九州農政局の皆さんがお見えになり、県下の作況指数が「93」ということで、局長さんも心配されておりました。

また、7月からご検討いただきました「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」を、本委員会終了後に県知事へ提出してまいります。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条1件、第5条4件のほか、農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書の提出、令和元年 新規就農者の状況を議題としています。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

専務理事

ありがとうございます。

審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局

(前回の審議案件について、資料1により報告。)

専務理事

それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。

議	長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、鳥栖市・堤委員と伊万里市・山口委員に お願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議	長	<p>それでは、農地法第4条および第5条の規定による意見聴取に 入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局 から、説明をお願いします。</p>
議	長	<p>まず、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。</p>
〇〇農業委員会		<p>整理番号4-1、〇〇〇〇申請の農業用倉庫用地への転用にお いて、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用 地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し 得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請の遊覧飛行発着場用地への一時 転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画にお いて、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他 の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得る ことから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	<p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p>
〇〇農業委員会		<p>整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用に いて、申請地は市役所・役場から概ね300m以内にあることか ら第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。</p>
議	長	<p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p>
〇〇農業委員会		<p>整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用に いて、申請地はJRの駅から概ね500m以内の農地であること から第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困 難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	<p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p>

〇〇農業委員会	整理番号5-4、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。
議 長	第4条関係1件、第5条関係4件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議 長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の農業用倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の遊覧飛行発着場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
佐佐木委員	一時転用ということですが、転用期間はいつまでですか。
〇〇農業委員会	バルーンフェスタ期間で、11月10日までです。
小園委員	鉄板敷きだけで、その他の部分はそのままですか。
〇〇農業委員会	その他の部分の農地はいじらずそのまま利用されます。

議	長	他にありませんか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	1月転用分の6区画の販売の状況はどうですか。
〇〇農業委員会	4棟は建設済みで、あとの2区画も建設中ですが、全て成約済みとのことです。
〇〇委員	足りなくなったので今回拡張するという認識でいいですか。
〇〇農業委員会	もともと26区画での話があり、当時は一部の所有者が売りにくいということだったんですが、その所有者の気が変わられたようで今回の20区画の申請になりました。
〇〇委員	ありがとうございます。
議長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた第4条関係1件、第5条関係4件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いた

	します。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」の提出について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議長	次の項目に移ります。 「令和元年 新規就農者の状況」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料4により説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、11月15日となっておりますので、御予定をお願いします。お疲れ様でした。

14時27分